

「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン」機能等検討調査業務委託 仕様書

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が受託者に委託して行う「『(仮称) 渋沢栄一起業家サロン』機能等検討調査業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、本業務の目的、内容、成果品の仕様等について定めるものである。

1 目的

現今、県内企業は原材料高や人材不足などの課題、GX・DX等の新市場の拡大などに対応し、企業等間での協業・連携によってイノベーションを創出し、生産性の向上や新事業の開発等に取り組む必要性が高まっている。

こうした取組を後押しするため、様々な主体のアイデアやリソースを結合させ新たな価値をもたらすオープンイノベーション創出の支援やイノベーションの大きな担い手になりうるスタートアップの創出・成長の支援、将来のイノベーション人材の育成に取り組む必要がある。

そこで、本県では、イノベーションの創出を行う場である「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン」（以下、「サロン」）の整備を検討している。

検討にあたって、別途「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン機能等検討有識者会議」（以下、「有識者会議」という）を設け、サロンの機能や具体的な取組等に対する有識者の意見を提言集としてまとめている。

本業務は、この提言集の内容を踏まえ、主にサロンにおける具体的な取組やハード整備等に関する調査・分析を行い、報告書等に取りまとめることで、サロン運営のベースとなる具体的な方針案の検討に資するものとする。

2 業務内容

(1) 先行施設等の調査・分析

調査・分析の内容は次のとおり。

■ソフト（事業）

- ・取組内容（実施事業）と実施回数
- ・取組実施の効果、課題
- ・取組の優先順位
- ・開設以降の年度ごとの取組内容等の推移
- ・その他必要実施事項、留意事項等

■ハード（施設）

- ・設置場所の考え方や賃料
- ・設置場所決定までのプロセス

- ・機能（イベントスペース、会議室等）
- ・面積（全体及び機能別）
- ・内装工事費
- ・整備備品とその費用
- ・その他必要実施事項、留意事項等

■運営

- ・運営体制
- ・施設運営日数及び運営時間

■広報関連

- ・広報手段、集客方法

■その他

- ・予算とその詳細内訳（現年度を含む過去5年分と開設初年度予算）
- ・取組の目標値・KPI、目標値の設定の考え、達成状況
- ・民間企業や他の類似施設等との連携状況（事業や費用負担）
- ・活用している国の補助金等と活用方法
- ・その他必要事項

※留意事項

- ・先行施設とは、他の自治体等が設置・運営しているオープンイノベーションの創出・促進やスタートアップの支援等を目的とした施設とする。
（例：「NEXs Tokyo」（東京都）、「Fukuoka Growth Next」（福岡市）等）
- ・また、ハード（施設）は持たず、ソフト事業等のみを実施している自治体等の類似業務についても調査対象とする（この場合、ハード（施設）など調査不可能な項目は対象外とする）。
- ・調査対象施設等は県と協議して決めることとし、調査件数は10件程度とする。

（2）設置方法の検討に資する情報収集

設置方法検討の参考とするため、県が指定するエリアの賃料相場や物件情報について収集を行う。調査対象とする物件は、民間や公共の物件（新築予定も含む）とする。

（3）基本計画の策定支援

上記（1）、（2）の内容や県の考え、有識者会議の提言※等を踏まえ、サロンとして必須とする機能・事業を盛り込んだ基本計画案を作成し、8月上旬までに県に提案すること。

なお、基本計画案の作成にあたっては、県とよく協議の上作成すること。また、その後も必要に応じて適宜修正等を行うこと。

※提言等は県から提供する。

(4) サウンディング調査支援

サロンの運営について、より効果的な事業実施の参考にするとともに、事業者がより参加しやすい公募条件等を把握するため、上記(3)の基本計画案等について、サロンの運営候補事業者に対して県と共同でサウンディング調査(5社程度)を行い、結果をまとめること。

調査先は先行施設の運営事業者等を候補とし、その中から県と協議の上、選定することとする。

(調査内容例)

- ・ 事業者の参入意欲
- ・ 事業者から見た課題(基本計画案の事業手法や回数などについて)
- ・ 実現可能性
- ・ 追加の提案
- ・ 参考見積 等

(5) 費用の積算

上記を踏まえ、令和6年度の必要費用(予算)について積算すること。

また、今後実施予定のサロンの運営委託事業者の選定に係る企画提案競技等において、基本計画案以外に、事業者のプラスアルファの提案部分についての想定費用を積算すること。なお、令和7年度以降に想定される後年度予算についても推計する。

(6) 有識者会議の運営支援

県産業支援課が事務局を務める有識者会議において、必要な資料の作成・提供を行うこと。また、県の求めに応じた会議への参加や議事録作成等の支援を行うこと。※会議は浦和駅・大宮駅周辺にて、令和5年7月以降に2回程度を予定。

(7) 運営委託事業者の選定に向けた支援

サロンの運営委託事業者の選定に向けて、仕様書の作成や企画提案競技の準備等の支援を行うこと。※企画提案競技の公告は令和7年3月を予定。

(8) その他

上記の他、双方協議の上、必要に応じた支援を行う。

3 履行期間

契約締結日～令和6年3月28日までとする。

4 成果物

(1) 成果物の提出

基本計画案をはじめ、本業務における各調査・分析、情報収集した内容等をまとめた報告書、有識者会議の議事録、運営委託事業者の選定に向けた仕様書案、業務委託報告書を成果物とする。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。

※成果品の提出方法や提出時期は、県と協議のうえ、決定する。

(2) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

5 留意事項

(1) 受託者は、適切な業務推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、県と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。

(2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

(6) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければならない。

(7) 公平性の観点から、本事業を受託した場合は、今後整備予定の「(仮称) 洪

「沢栄一起業家サロン」の運営委託事業者を選定する企画提案競技等に参加できないものとする。併せて、企画提案競技に参加する企業等への情報提供や支援（コンサルティング業務など）を禁ずる。

6 その他

- (1) 業務実施上疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項については、別途協議の上定めることとする。
- (2) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。